

- 本部会の所管事項：薬物依存症に関する地域での支援体制の充実に向けた方策（大阪府依存症関連機関連携会議部会設置要綱第2条）
- 本部会では、各委員から薬物依存症の本人及び家族への支援の現状と課題とそれに対する方策等の意見交換を実施。
- 開催日：【第1回】平成30年10月5日（金） 【第2回】平成30年11月13日（火）

現状と課題及び意見

①相談支援について

- 薬物依存症の相談の件数が少ないと対しては、相談窓口の周知が必要。
- 違法薬物を使用している場合、相談しづらく、周囲からのサポートも弱いことを踏まえて、待っているだけではなく、関わっている機関同士が連携して、どんなつなぎ方や寄り添い方をすればつながるのかを考える必要がある。
- 回復施設や自助グループになかなかつながらないと言われるが、集団プログラムの中だけでつなごうとするのではなく、本人と受け入れる側のスタッフやメンバーとの個別の出会いを演出しないとつながらない。

②相談支援担当者のスキルについて

- 必要な知識・情報・技術について、相談を受ける側のスキルが不十分。
- SMARPPなど、効果や予後が見えないまま、それが終わった後の展開が見えないままに実践している。SMARPPは繰り返し受けことで、初めはわからなかつたことも、2回目以降に腑に落ちることも出てくる。

③若年から薬物を使用している依存症の人への支援について

- 10代から薬物を使用して大人になった場合、社会性を学ぶ機会がなく、心理・社会的に未熟で回復と社会復帰を困難にすることがある。
- 再使用予防だけではなく、さまざまな生活スキルの獲得が必要。そういうことを学べるプログラムや生活訓練のための施設があるとよい。

④子育て中の女性の薬物依存症の人への支援について

- 子どもがいる女性の依存症の人の中に、親機能が果たせない人がいる。自身も子どもの時に十分愛された体験、育てられた体験を持たずに親になってしまっていることがある。
- 親機能獲得のための練習と同時に、依存症から回復するための新しい施設や、既存の施設での新たな取り組みを行うことが必要。

⑤就労支援について

- 薬物依存症であることを正直に言うと、仕事がなかなか見つからない。
- 回復と就労の関係は難しく、薬物依存症への対応をせずに就労することは、再使用が予想されることを伝え、その上で就労するかの決定をすべき。
- ハローワークなどに、依存症の就労支援専門の窓口がほしい。

⑥保釈について

- 薬物をやめて2か月目くらいから半年くらいの間に薬物への欲望が高まるが、保釈の時期にちょうど重なる。目的をもたない安い保釈は再使用につながる。
- 保釈中に回復施設につながる人がいるが、それを中断して矯正施設に行くのはもったいないことであり、うまくいっていることを中断しない支援があるべき。
- 家族は保釈について連絡が入ると、初めての人は誰にも相談できず、多額のお金を払って応じてしまう。法律の専門家などに相談できる窓口がほしい。

⑦重複障がいについて

- 知的障がいや発達障がい、高次脳機能障がい等がある人が回復施設を利用することができ、従来の12ステップの対応では難しく、対応に苦慮している。
- スタッフへの研修等、特別なサポートがいる人への支援を回復施設ができる配慮が必要。

⑧社会資源について

- 自助グループの数が少ない。
- 薬物依存症に対応できる医療機関の数が少ない。また、本人や家族向けの集団プログラム（心理教育・家族教室）を実施してほしい。
- 家族が定例的に利用できる家族教室等を各地域で実施してほしい。
- 日本では、アルコールと薬物の依存症が別々に治療されているが、海外では同じ物質依存として治療されており、分けられているところはほとんどない。日本でもアルコール依存症の治療をしている医療機関に、薬物依存症の人を受け入れてもらいたい。

⑨その他

- 回復は再発を糧に進めるものであり、再使用の捉え方について支援側が一致させておくことが必要。
- 実践がどのように有効かを検証するため、研究と実践の交流の場が必要。